

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：飯島町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.0%
全職員	60.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	対象者なし
本庁課長相当職	99.0%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	97.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.9%
31～35年	88.9%
26～30年	92.2%
21～25年	93.5%
16～20年	99.4%
11～15年	84.2%
6～10年	87.4%
1～5年	106.2%

【説明欄】

- ・役職段階別「本庁部局長・次長相当職」に該当する職員なし。
- ・本庁課長補佐相当職については女性職員がいないため「—」として表示。
- ・扶養手当・住宅手当について、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 88.3%、住居手当の受給者に占める男性の割合は 78.5%(世帯主や住居の契約書となっている男性に支給している場合が多い。)
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、週の所定労働時間が 20 時間未満の者は職員数を 1/2 人として換算し、代替職員(指定日勤務)は除き集計。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。